

# 練馬区子ども家庭在宅サービス事業における 寡婦（寡夫）控除のみなし適用申立書

練馬区教育委員会教育長 殿

私は、練馬区子ども家庭在宅サービス事業（子どもショートステイ・子どもトワイライトステイ）の利用料金算定において、寡婦（寡夫）控除のみなし適用を受けたいので、事実を確認できる書類を添えて下記のとおり申し立てます。その際に、所定の年の12月31日現在および申請日現在、次のいずれかに該当していることを申し立てます。（該当番号を○で囲んでください。）

- 1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
- 2 婚姻によらないで母となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、合計所得金額が500万円以下であるもの
- 3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの

※ 上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限りです。

..... 同 意 欄 .....

寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関して、練馬区が申請者および対象となる子の所得の額、世帯の状況および戸籍の内容を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

年 月 日

（申立者） 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

【添付書類】（下記の書類によらず、確認することができる場合は省略可能です。）

- (1) 練馬区子ども家庭在宅サービス事業における寡婦（寡夫）控除のみなし適用申立書（本紙）
- (2) 有効期限内の児童扶養手当証書の写し
- (3) 住民税課税証明書
- (4) 申立者世帯全員の住民票の写し

※ 注意事項（必ずお読みください。）

- ・寡婦（夫）控除のみなし適用を受けても、所得の額の計算によっては受給対象とならない場合があります。
- ・虚偽の内容を記載した場合には、当該のみなし適用を取り消し、正規の利用料金を請求します。